

自然再生事業のレビュー③—関係省庁における施策の実施状況調べ—

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	関係省庁の実施事項	法定協議会の取組	備考
<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施</p>	<p>・・・(略)・・・ また、自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組み組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも重要です。 ・・・(略)・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの総合評価【環境省】 120名の有識者の協力を得て、平成27年度に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」(JB02)を作成。 ・自然再生の社会的評価手法の検討【環境省】 自然再生協議会が自主的に実施可能な社会的評価手法の検討を行い、平成29年度に複数の協議会で試行的に実施。 ・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得る取組について支援。 ・水産多面的機能発揮対策【水産庁】 水産多面的機能発揮対策により、漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復のための取組について支援。 ・都市における生物多様性指標【国交省】 地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価するための「都市の生物多様性指標(簡易版)」を作成。(平成28年11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、事業の実施前、実施中、実施後において調査(モニタリング)を実施 ・各法定協議会において、自然科学、社会学等の研究者と連携し、関係者と協議しながら自然再生事業を推進 【中海】社会学の専門家と連携し、自然再生協議会の組織のあり方について検討 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>オ 自然環境学習の推進</p>	<p>環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、その実施に当たっては、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。・・・(略)・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等促進法に基づく取組【環境省・文科省・農水省・経産省・国交省】 平成24年度に全面施行された環境教育等促進法に基づき、人材認定等事業の登録制度、環境教育等支援団体の指定制度、体験の機会の場の認定制度の運用等を通じ、環境教育の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めている。また、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」に則り、学校等における環境教育の推進に努めている。 ・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等による小中学校、高等学校、幼稚園等との連携を図る取組について支援。 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森林環境教育及び森林施業技術向上に向けた研修活動等の取組について支援。 ・水産多面的機能発揮対策【水産庁】 水産多面的機能発揮対策により、水産資源の現状や保全活動の取組を小学校での出前授業を通じて普及するなど学校教育との連携に関する取組について支援。 ・海辺の自然学校【国交省】 自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、保全・再生・創出した場を活用した「海辺の自然学校」を全国各地で実施。 ・河川における環境教育【国交省】 子どもの水辺再発見プロジェクト等子どもが安全に水辺で学び、遊ぶためのプロジェクトの推進や情報発信を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、多様な主体の参加による自然環境学習が推進されている。環境教育プログラムを作成し、プログラムに基づき環境教育活動を展開する例もある。 【荒川太郎右衛門】昆虫、鳥、植物の観察会を実施 【神於山】様々な環境教育に関する活動を行っている(指針) 【権野川】干潟に生息する生き物を中心とした自然環境学習を実施 【霞ヶ浦】お魚観察会を実施 【八幡温泉】年間を通じてそれぞれの季節で体験学習プログラムを展開(実施計画) 【上サロベツ】調査体験型プログラム、作業体験型プログラムを実施(実施計画) 【野川調整池】各箇所に適した環境学習プログラムの整備(実施計画) 【森吉】自然観察会や環境学習活動は、自然再生と関連した内容で実施できるように調整に努める(実施計画) 【竹々島】地元施設で採卵、育成を行い、地元小学生への環境学習 【阿蘇】25枚野組合と連携し、組合員が阿蘇都市の約半数の全小学校において草原環境学習を実施 【石西】多くの委員が積極的に環境教育を実施 【伊豆沼内沼】既存施設や湖辺環境を活用した環境教育や自然体験学習を実践し、学習プログラムの作成、環境教育の指導者育成などを進める(構想) 【上山】毎月定期的にプログラムを開催し、地域住民、都市部からの参加者に対して、自然観察や環境学習などを実施(実施計画) 【多々良沼】自然再生に伴う各種作業で、移植、ヨシ刈り、除草等市民が参加可能なものについては、できる限り市民の参加の下行うように努める(実施計画) 【三方五湖】学区関係者の研修会や連絡会を実施 地元小学校や環境保全団体が環境教育の場として、生きもの観察、自然体験学習などを実施(構想) 【釧路温泉】地元小、中、高校数校に対し、自然再生事業に触れる環境学習プログラムの提供。併せて教員を対象として、温泉学習機会を提供 【高安】八尾市が中核市に移行するに伴い、旧高安小中学校の跡地に八尾市教育センターが設立され、まちづくり協議会が主になり高安地域の生物多様センターを設立。また、地場産業の活性化を促進するための河内木綿の伝承活動を開始 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>オ 自然環境学習の推進</p>	<p>・・・(略)・・・ その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。また、自然再生事業を実施している地域が、大学・大学院等の高等教育においても、環境及び環境教育の研究と人材養成を行う場となり得ることを認識することも重要です。・・・(略)・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等における環境教育の実施状況に関する調査の実施【環境省】 平成26年度に全国の国公立・私立大学の環境教育の実施状況についてアンケート調査を実施し、自然再生事業地で大学と連携した環境教育を行う上での留意点・課題の整理等を実施。 事業地での大学の演習等 法定協議会2学科、法定外団体9学科 ・現地見学会の開催や大学生等を対象にした出前講座の開催【国交省】 地方支分部局等において、河川環境の保全・再生等の取組について出前講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、教育機関等と連携した環境学習や、自然環境に配慮したルール作りが推進されている。 【野川調整池】再生した自然環境は状況により、立ち入りを制限(実施計画) 【石西】石西礁湖の海域利用ルールづくり。法律等に基づく保護区の設定のみでなく、地域の関係者の合意による保護区を設定することも検討(構想) 【三方五湖、中海】自然再生事業の対象地での実習を行う大学が存在 【権野川】干潟等において大学が調査研究を実施 【高安】大学の授業(環境フィールドスタディ)で自然再生活動を実施 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>オ 自然環境学習の推進(自然環境学習の実施に当たっての配慮事項)</p>	<p>・・・(略)・・・ また、自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものであるため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点や、ものごとを主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育てる「持続可能な開発のための教育(ESD)」の観点を取り入れていくことも重要です。 さらに、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズや指設計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながることを認識しながら取り組むことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方ESD活動支援センターの開設【環境省・文科省】 地域におけるESD活動の推進を図るため、ESD活動支援センターに続き、文部科学省や関係団体と連携して全国8か所に地方ESD活動支援センターを開設。 ・ESD環境教育プログラムの作成【環境省・文科省】 平成25～27年度にかけて、ESDの視点を取り入れた環境教育のモデルプログラムを作成するとともに、モデルプログラムを基に全国47都道府県において、各地域の環境課題を加味した「地域版プログラム」を作成。 地域版プログラム活用小中学校数 142校(平成25～27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、環境学習用の資料が作成されている。 【釧路温泉】自然再生ガイドブック、環境学習ハンドブック4種類作成 【阿蘇】学習プログラム集、学習事例集、学習導入用DVD、デジタル植物図鑑等の教材を作成 【高安】三井住友信託銀行とGreen TVと協働し、地元の小学生の家庭で学習できるESDのビデオを作成。毎年、高安小学校でこのビデオを利用し環境学習を実施 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>カ 地域の産業と連携した取組</p>	<p>・・・(略)・・・ また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力の面で支援を受けることがつながら、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取組につながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらす得るため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「地域の産業団体等と連携した自然再生の取組事例集」の作成【環境省】 平成27年度に企業と連携して進められる自然再生の事例(9団体)について、パンフレットを作成し広く普及啓発。 ・生物多様性地域連携促進法に基づく取組【環境省】 平成23年度に施行された生物多様性地域連携促進法に基づき、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進。 地域連携保全活動作成 13地域(平成28年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生協議会の構成員に地元企業や一次産業従事者・団体が加入・連携しながら自然再生事業に取り組む事例が増えてきている。 【麻機遊水地】静岡トヨペット株式会社が社会貢献事業として水田の田植え作業を実施 【神於山】多様な企業と連携し、地公体がとりまとめ 大阪府のアドプトフォレスト制度などを積極的に活用し、より一層企業等の参画を推進する(指針) 【中海】電気事業企業と連携して事業を実施 【三方五湖】漁業者、農業者が加わって自然再生全体構想、自然再生事業実施計画を策定し、その後の自然再生事業も、漁業者、農業者、研究者、行政等が連携して実施 【阿蘇】持続的な草原利用・維持管理に向けた新たな仕組みの1つとして、阿蘇草原再生基金を創設し、企業・団体や一般市民等に協力を呼びかけ 【権野川】地元の漁業者や企業等と連携(ボランティアや活動資金(募金)の確保等) 【高安】自然再生部署をもつ地元の造園業社と協働し、高安山の防災のための森林整備とバイオマス資源利用を実施 	<p>第2回変更時の新規追加事項 H29年度専門家会議意見(企業との連携)</p>

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	関係省庁の実施事項	法定協議会の取組	備考
キ 自然再生の継続実施	<p>自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定（平成28年4月）【環境省】平成13年に選定した「日本の重要湿地500」を見直し、湿地保全管理などの基礎的な情報として、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を633箇所を選定。 ・生物多様性保全上重要な里地里山の選定（平成27年12月）【環境省】さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置付け、生物多様性保全上重要な里地里山を500箇所選定。これらによって、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取り組みが促進されることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生が継続的に取り組まれるよう、ゾーニングや目標の細分化、次世代（子どもたち）も参加した自然再生事業の推進などの工夫がみられる。【神於山】森林目標と現在の団体の活動エリア及びその目標を考慮し、人との関わりの程度から2つにゾーニングする（指針）【榎野川】自然再生のゾーン毎に短期的、中長期的な取組を明記【八幡湿原】対象区域を14のゾーンに細分化（実施計画）【上サロベツ】泥炭採掘跡地の環境の特徴を踏まえて修復の優先度と方向性を検討してゾーニングする（実施計画）【伊豆沼内沼】施設整備が行われている地区や既存集落に隣接する地区、周辺水田等については「利活用推進ゾーン」、その他の地域については「自然再生活動ゾーン」とする（構想） 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
キ 自然再生の継続実施	<p>また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、<u>地域の子供たちの参加を促し、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境の目標を共に考えていくことも重要です。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきものログの活用【環境省】インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステムが、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されている。オリジナルの市民参加型調査を企画・実施したり、調査に参加することも可能。460万件の全国の生物多様性データが収集（平成29年度末） ・多面的機能支払交付金【農水省】多面的機能支払交付金により、農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等による小中学校、高等学校、幼稚園等との連携を図る取組について支援。 ・水産多面的機能発揮対策【水産庁】水産多面的機能発揮対策により、水産資源の現状や保全活動の取組を小学校での出前授業を通じて普及するなど学校教育との連携に関する取組について支援。 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森林環境教育及び森林施業技術向上に向けた研修活動等の取組について支援。 ・全国水生生物調査【国土省】身近な川にすむ生き物の調査を通じて川への関心を高めることを目的として実施。平成29年度は54,981人が参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、次世代の育成を目的に、子どもを対象とした環境学習が推進されている。【神於山】小学校などが定期的に山に入り、総合学習の一環として下草刈りや生きもの観察などを実施（指針）【麻機遊水地】近隣の小学校に呼びかけを行い、遊水地の生きものの観察や植物を活用した遊び体験などを行う【阿蘇】阿蘇の子供が草原について理解を深めるため、「阿蘇草原キッズ・プロジェクト」の取り組みを推進。修学旅行生、観光客、野焼き・輪地切りボランティアや地元の子供たちなど、地域内外の様々な人々を対象に草原環境の大切さや維持される仕組みについて学ぶ機会を設け、興味や関心の度合いに応じた働きかけを行っていく（構想）【三方五湖】子供を主体とするイベントの開催【高安】地域の子どもたちと共に里山の森林の整備や溜池めぐりなどの自然観察会を行っている。大学とNPOが協働で、地域の小中学校に対する環境教育や大阪府中学生サマースクールにおけるため池調査なども実施（構想）【久保川】市内の子どもたちが参加する耕作放棄地への植樹や、寺子屋等の行事を通じてピオトープでの観察会を行っている。【榎野川】地元の小学校や県内の子どもを対象に、干潟の大切さ等を啓発する環境教育を実施 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
キ 自然再生の継続実施	<p>さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、<u>雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取組と連携すること、大学の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことが重要です。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」の広報【環境省】「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」では、各方面で活躍し、高い情報発信力を有する方をアンバサダーに任命し、Facebook等により情報発信を実施。 ・大学等における環境教育の実施状況に関する調査の実施【再掲】【環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、ホームページ等による自然再生活動の情報発信や、大学等の学術機関との連携による活動が推進されている。【麻機遊水地】東邦大学の生徒が月1回実生調査を実施【八幡湿原】ホームページにより幅広くアピールしていく予定（実施計画）【野川調整池】様々な情報をホームページや印刷物等、多様な広報手段を用いて情報を発信（実施計画）【森吉】ホームページの運営やマスメディアと連携した広報活動を展開（実施計画）【石西】ホームページや各種会合等を活用し、自然再生の取組状況に関する情報を広く発信（構想）【久保川】都市部の大学研究室がモニタリングに参加しており、モニタリング結果を論文作成の資料として提供【多々良沼】ヨシ刈り面積を把握するとともに、刈り取り箇所における植生の種類や群落の変化などを調査（実施計画）【高安】大学のカリキュラムにおける環境教育や人材育成を実施（構想）【榎野川】ホームページやSNSによる情報発信、大学や研究機関等の連携を推進 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
ク 自然再生後の自然環境の扱い	<p>工事実施中のみならず工事完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことにより、<u>自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。</u> また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、<u>豊かな自然の適切な利用に関するルール作り</u>などの検討を行うことや<u>希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及</u>を行うことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「自然再生モニタリング事例集 地域で見守る自然の変化」の作成【環境省】全国で実施されている自然再生のモニタリング事例(31団体)について、パンフレットを作成し広く普及啓発。（平成28年2月作成） ・多面的機能支払交付金【農水省】多面的機能支払交付金により、水質保全の必要な地域、あるいは水質保全の施設を設置した地域で水質モニタリング（水質調査）の実施し、その管理記録を行うなど水質の動向を把握する取組について支援。 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動（地域環境保全、森林資源利用）の成果を評価・検証するための活動組織によるモニタリング調査について支援。 ・水産多面的機能発揮対策【水産庁】水産多面的機能発揮対策により、水産資源の現状把握のため、日常生活の中で分布状況を観察するとともに、定期的に環境、生物調査を行い、状態を詳細に把握するなどの取組について支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において実施されているモニタリングの結果について、希少な種の取り扱いに留意しながら、ホームページでの情報公開が進みつつある。【荒川太郎右衛門】モニタリング調査結果を基に評価し、施策にフィードバックしていく（実施計画）【鉧路湿原】地域の人々が専門家と評価を共有しながら継続的にモニタリング（行動計画）【神於山】再生された自然環境やタケの利活用効果の状況をモニタリングによって検証し、整備方法にフィードバックさせた順応的な維持管理を行う（実施計画）【八幡湿原】モニタリング調査を行い、事業実施期間中、期待した効果を得ることができそうにない場合や、残存している湿原に悪影響を及ぼしていることが確認された場合は、整備手法を見直す（実施計画）【野川調整池】第一次実施計画の事業後のモニタリング結果を踏まえて、全体構想における二次、三次の整備方向を全面的に変更 事業中にもモニタリングを行い、事業へ反映させていく（実施計画）【阿蘇】調査マニュアルを活用した、草原再生事業のモニタリング【石西】モニタリング調査で、サンゴの生息状況、被害状況の監視を行い、必要に応じて対策を講じる（構想）【伊豆沼内沼】効果や影響を継続的にモニタリングし、必要に応じて計画や事業内容を順応的に見直していくことが重要（構想）【上山】生物多様性やコスト面の効果についてモニタリング（実施計画）【榎野川】干潟の生物や土砂環境等のモニタリング【高安】高安地域の自然再生活動に伴う生物多様性についてモニタリング 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	関係省庁の実施事項	法定協議会の取組	備考
ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策	<p>今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じており、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要です。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成26年4月に策定された絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を踏まえ、<u>絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、国内希少野生動物種等の指定状況も考慮して行うことが重要</u>です。</p> <p>また、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息しており、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「<u>生息域外保全</u>」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。</p> <p>これに加えて、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、<u>外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要</u>です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、<u>国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要</u>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドリスト2018の公表（平成30年3月）【環境省】 陸域生物13分類群のカテゴリーを見直したレッドリスト2018の絶滅危惧種3,675種に、海洋生物レッドリスト（平成29年3月公表）の絶滅危惧種56種を加えて、日本の絶滅危惧種の総数は3,731種となった。 ・国内希少野生動物種の指定【環境省】 平成30年2末時点で選定した259種の国内希少野生動物種について、捕獲や譲渡し等の規制を行っている。 ・生息域外保全の取組【環境省】 トキ、ツンマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは、近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を実施。 ・外来生物法に基づく規制【環境省】 外来生物法に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制。 ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの公表【環境省・農水省】 外来生物法による規制のない種や、国内由来の外来種も含めた特に注意の必要な外来種429種類を掲載。（平成27年3月） ・外来種防止行動計画【環境省】 我が国の外来種対策を総合的かつ、効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用するため、環境省及び農林水産省と共同で、「外来種被害防止行動計画」を策定。（平成27年3月） ・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、地域における生物多様性保全として、水路、ため池等に生息・生育する希少種の乱獲等を防ぐための定期的な監視や、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うなどの取組について支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの法定協議会の自然再生事業対象地域において外来種が問題となっており、その対策が図られている。 ・外来種問題が顕著な協議会では、対策方法を検討するとともに多様な主体の参加による防除活動が行われている。 【荒川太郎右衛門】旧流路（上池）の下流側では希少種（エキサイゼリ、オナモミ）を保全する観点から環境の改変は行わないように現状の保全を図る（実施計画）。外来植物の刈り払いの実施 【麻機遊水地】ミシシippiaアカミガメの駆除 【榎野川】カボトガニや希少鳥類等の調査・保護・啓発活動を実施 【石西】オニヒトデ対策として酢酸注入法・直接駆除法の確立 【竜串】オニヒトデなどのサンゴ食害生物のモニタリング・駆除（構想） 【久保川】トラップの設置によるウシガエルの防除 【三方五湖】オオクチバス・ブルーギル・ウシガエルの駆除 【高安】大阪産ニッポンバラタナゴの保全活動。池干しによるブラックバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、ウシガエルの駆除（構想） 【伊豆沼内沼】オオクチバス・ブルーギル・アメリカザリガニ・オオハンゴンソウの防除 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
コ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生	<p>東日本大震災の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然とともに生きていくことを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。</p> <p>自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるようモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、<u>自然再生の手法や体制を検討していくことが重要</u>です。</p> <p>また、東日本大震災からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩和する効果を有しており、このような自然生態系が有する防災・減災機能を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要自然マップの公表【環境省】 東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査により、主に東北地方の津波浸水域における自然環境保全上重要な「生物が生息・生育する環境（ハビタット）」を示したマップ「重要自然マップ」を作成。 ・しおかぜ自然環境調査の継続実施【環境省】 前述の「いきものログ」を利用し、身近な生きものへの震災の影響を把握するための市民参加型調査「しおかぜ自然環境調査」を継続実施。 ・パンフレット「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」の作成（平成28年2月）【環境省】 東日本大震災の経験と、今後の人口減少及び土地利用等の社会的変化を踏まえ、わが国における巨大地震や気候変動による災害リスクの高まりへの有効な対応策の一つと考えられる「生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based disaster risk reduction; Eco-DRR）」の基本的考え方をとりまとめ、地域の将来像を描く中で生態系を活用した防災・減災を進める際に必要となる基本的な視点や活用手法について、事例を交えて紹介。 ・美しい山河を守る災害復旧基本方針【国土省】 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を明確にして、災害復旧事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法定協議会において、自然再生活動による防災効果を考慮した活動が推進されている。 【釧路】湿原の貯水機能により下流の都市等を洪水から守る遊水池としての働き 【竹ヶ島】自然再生活動と地域防災活動の相乗的な効果が得られるように、地域の実情に即した施策を検討する（実施計画） 【高安】自然再生活動が地域の防災活動につながっていることを考慮して、実施計画を立てる必要がある（構想） 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
サ 自然再生の役割	<p>わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しむ季節を眺めとる感性である「花鳥風月」や、花見、螢狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、野焼きなどの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、<u>地域の豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものです</u>。</p> <p>また、自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、<u>地域コミュニティの維持・再生につながるもの</u>です。このため、地方公共団体等は、<u>地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要</u>です。</p> <p>さらに、自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生につながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然など自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、<u>美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要</u>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「自然再生により得られる自然の恵み～生態系サービス事例集～」の作成（平成29年3月）【環境省】 自然再生事業により保全・再生が図られた自然環境より得られる恵み（生態系サービス）として食料や資材等の供給サービスや自然景観の保全やレクリエーションや観光の場といった文化的サービスについての事例（25団体）を整理し、パンフレットとして広く普及啓発を実施。 ・パンフレット「生きもの・人・暮らし」作成（平成28年11月）【環境省】 地域固有の自然の価値を再認識し、積極的に保全・再生・活用することで、暮らしを豊かにしている国内各地の事例（24地区）を紹介。 ・「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト【環境省】 森里川海を豊かに保ち、そこから得られる様々な恵みを引き出し、一人一人が森里川海の恵みを支える社会をつくることを目標に「つなげよう、ささえよう森里川海プロジェクト」を推進しており、地方創生や美しい景観の形成、地域特有の文化の再認識等へ貢献。 ・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、多面的機能の増進を図る活動として農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する取組について支援。 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理等の取組について支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの法定協議会において、地域の伝統行事等を取り込みながら、かつ、多様な主体と連携しながら自然再生事業が取り組まれるようになってきている。 【釧路湿原】「ワンダグリンド・プロジェクト」を通して、地域のさまざまな立場で取り組む自然再生を支援（行動計画） 【麻機遊水地】柴揚げ漁の実演 【榎野川】干潟等の「里海」の再生を目標に、地元産のアサリの復活等を目指した活動を実施 【阿蘇】野焼きの再開（構想） 【伊豆沼内沼】伝統的な食文化の一つとして利用される小魚類は、外来種駆除活動の結果、地元産店で販売されたり、他県に加工用として出荷されるほど大きく回復 【上山】かつてあった管理手法である、放牧、火入れ、手刈りの組み合わせによりススキ草原を維持（実施計画） 【三方五湖】伝統的な漁法、農法、行事、食文化、遊びの伝承（構想） 【高安】「ドビ流し」などの伝統的な水管理手法が今日まで引き継がれている（構想） また、かつて高安の山根きで栽培されていた河内木綿の再生事業を高安まちづくり協議会と協働し実施。古民家の再生と山根きの和紙づくりで地域の美しい景観の維持活動を実施 【中海】刈り取った海藻の肥料化による循環型社会の構築（実施計画） 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
シ その他自然再生の実施に必要な事項	<p>・・・（略）・・・</p> <p>また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながるものが期待できるものであるため、国や地方公共団体は、<u>民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要</u>です。</p> <p>・・・（略）・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性民間参画ガイドラインの作成（平成27年12月）【環境省】 近年の事業者を取り巻く生物多様性に関する動向を踏まえて、平成21年に策定した同ガイドラインを8年ぶりに改訂し、普及啓発を進めている。 ・地域循環共生圏構築に向けた実証事業の実施（平成28～30年度）【環境省】 地域循環共生圏構築事業において、地域の自然資源を活用した経済的仕組みづくりや人材育成方法を検討するため、全国10箇所のモデル地域で事業を実施しており、今後それらの知見をとりまとめた手引きを作成する予定であり、民間団体主導の自然再生への活用を目指す。 ・地球環境基金【環境省】 環境再生保全機構が民間の非営利団体（NGO、NPO）が行う環境保全活動（生物多様性の保全など）について支援。 ・都市の緑地等における生物多様性保全の取組事例【国土省】 都市の緑地等における生物多様性保全の取組事例をホームページで公開。（平成21年3月） ・生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（平成30年4月）【国土省】 地方公共団体が策定する緑の基本計画が生物多様性に配慮されたものとなるように、手引きを作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 【高安】高安地域の山根きで実施される「ドビ流し」や河内木綿の有機栽培は、民間が主導で実施しているが、八尾市や大阪府も協働し支援 	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	関係省庁の実施事項	法定協議会の取組	備考
シ その他自然再生の実施に必要な事項	<p>・・・(略)・・・</p> <p>さらに、再生された自然とふれあい、その恵沢を享受する国民ひとりひとりにおいて、<u>自然再生の取組が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めることも重要</u>です。国及び地方公共団体は、<u>自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域をはじめ、広く国民全体の自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要がある</u>とあります。</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>・パンフレット「自然再生により得られる自然の恵み～生態系サービス事例集～」の作成（平成29年3月）〔再掲〕【環境省】</p> <p>・「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト【環境省】プロジェクトの一環として、普及啓発イベント、全国リレーフォーラム、総括シンポジウムの開催や森里川海のつながりや自然体験の重要性などをわかりやすく伝えるための読本製作を実施中。</p> <p>・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるための活動として、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の取組について支援。</p> <p>・水産多面的機能発揮対策【水産庁】 水産多面的機能発揮対策により、水産資源の現状や保全活動の取組について地域住民等の理解を深めるための活動として、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の取組について支援。 また、環境・生態系保全活動に関連する全国会議やシンポジウム等への参加し、他のグループの活動について学習する取組について支援。</p>	<p>・各法定協議会において、自然再生の重要性を普及する活動が推進されている。 【荒川太郎右衛門】自然再生地のツアーイベントを開催 【榎野川】講演、視察受入、パンフレット作成等により、普及啓発を実施 【霞ヶ浦】自然再生の取り組みについてのお話 【上サロベツ】植生回復試験地の現地見学会 【中海】浚渫地の覆砂事業実施現場見学会や海藻の刈り取り体験開催</p>	H28年度専門家会議意見
シ その他自然再生の実施に必要な事項	<p>・・・(略)・・・また、多自然川づくり、干潟の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、<u>自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことも重要</u>です。・・・(略)・・・</p>	<p>・生物多様性保全推進支援事業の実施【環境省】 生物多様性保全推進支援事業の実施により、地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成29年度全国24箇所の取組を支援。 生態系ネットワークの構築に係る広域の取組などについても支援対象となっている。</p> <p>・「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト〔再掲〕【環境省】</p> <p>・多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、地域において保全する生物の生息環境を維持保全するための活動として、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行う取組について支援。</p> <p>・森林・山村多面的機能発揮対策交付金【林野庁】 森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動等の取組について支援。</p> <p>・多自然川づくり【国交省】 「多自然川づくり基本方針（平成18年10月策定）」に基づき、多自然川づくりはすべての川づくりの基本とし、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めている。 また、自然再生事業による湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、円山川（兵庫県豊岡市）におけるコウノトリ野生復帰に向けた取組に代表される、多様な主体との連携による生態系ネットワークの形成を目指した流域の生態系の保全・再生を推進している。</p>	<p>・各法定協議会において、生態系ネットワークの形成に関わる活動が推進されている。 【荒川太郎右衛門】太郎右衛門自然再生事業対象地は、周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す（構想） 【神狩山】山・川・海を繋ぐ、環境流域ネットワークを形成していく（指針） 【三方五湖】水田魚道や退避水路の設置などにより湖から田んぼまでを生きものが移動できるようつなぐ（構想）</p>	第2回変更時の新規追加事項
2 自然再生協議会に関する基本的事項 (1) 協議会の組織化 ウ	<p>関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、<u>協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること</u>。</p>	<p>・職員が自然再生協議会への参画 職員が自然再生協議会に協議会員として参画している。 【環境省】参画協議会数：21協議会 【農水省（林野庁含む）】参画協議会数：14協議会 【国交省（海上保安庁含む）】参画協議会数：17協議会</p> <p>・自然再生相談窓口の設置【環境省】 出先機関に自然再生相談窓口を設置するとともに、出先機関が自然再生協議会に関係行政機関等の立場で参加し、技術的事項や事業実施に関する助言等の支援を実施。</p>	-	H27年度専門家会議意見等 (関連：組織化のインセンティブ、協議会数の増加など)
5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (2) 調査研究の推進	<p>国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。</p>	<p>・自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000の実施【環境省】 全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査のほか、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握。</p> <p>・いきものログの活用〔再掲〕【環境省】</p> <p>・環境研究総合推進費による研究開発【環境省】 持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施。</p> <p>・河川水辺の国勢調査【国交省】 河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表。</p>	<p>・各法定協議会において、自然再生に関する技術開発や維持管理手法の実験が推進されている。 【麻機遊水地】火入れ管理の試験実施 【中海】地元漁業者と協働し、また鳥根大学などの専門家の協力を得て、浚渫地の覆砂やサルボウガイ復活に関する技術開発に貢献する（実施計画） 【伊豆沼内沼】環境研究総合推進費を活用し、ハス刈りロボットボートの研究開発を実施 【榎野川】大学や研究機関等が連携して調査等を実施し、漁業者に知見を還元することで、地元産アサリの復活、持続的な漁獲に向けた資源管理に貢献 【高安】自然再生活動に伴うニッポンバラタナゴの遺伝的多様性に関する調査分析を三重大学で実施中</p>	H29年度専門家会議意見(科学的サポート)
(3) 情報の収集と提供	<p>国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、<u>効果的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること</u>。</p>	<p>・Webサイト「自然再生ネットワーク」設置【環境省】 地域発の自然再生の概況や実情を伝え、自然再生に取り組んでいる方々、または取り組もうとしている方々の参考にしてもらい、各地の自然再生に係る取組が推進していくことを目的に運用を行う。</p> <p>・自然再生協議会全国会議の開催【環境省】 全国の自然再生協議会が集まり、各地の取組に関する情報交換や先進事例の視察、ワークショップ等を行う会議を年に1回開催し、自然再生協議会間の連携を強化。 平成29年度 伊豆沼・内沼 25協議会（準備段階含む）参加</p>	-	H29年度専門家会議現地意見(普及啓発)

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	関係省庁の実施事項	法定協議会の取組	備考
(4) 普及啓発	<p>国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「全国自然再生の取組み 自然との共生を目指して」作成（平成27年3月改訂版）【環境省】 全国自然再生事業に関するパンフレットを作成し、その意義や取組内容、成果等について広く普及啓発を実施。 国連生物多様性の10年委員会（UNDB-J）の取組【環境省】 UNDB-Jは、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人一人が自分の生活野中で生物多様性との関わりを捉えることができる5つのアクション「MY行動宣言」の呼びかけなどの活動を行い、オフィシャルHPやFacebook等のSNSを通じて普及啓発を促進している。 多面的機能支払交付金【農水省】 多面的機能支払交付金により、農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるための活動として、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の取組について支援。 水産多面的機能発揮対策【水産庁】 水産多面的機能発揮対策により、水産資源の現状や保全活動の取組について地域住民等の理解を深めるための活動として、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の取組について支援。 	<p>【久保川】一関市議会に「生きもの浄土の里」づくりや生物多様性の里として一関市を発信出来るよう請願を出し採択 【高安】高安地域の自然再生活動が、土砂崩れなどの防災や地場産業の活性化及び地域の美しい景観維持など地域のまちづくりにつながることを八尾市と共に啓蒙</p>	<p>H29年度専門家会議現地意見（普及啓発）</p>
(5) 協議会の支援		<ul style="list-style-type: none"> 自然再生活動推進費【環境省】 自然再生を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施。 自然再生全国会議の開催[再掲]【環境省】 	-	<p>H29年度専門家会議現地意見(小さな自然再生)</p>
(5) 協議会の支援	<p>・・・(略)・・・また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「みんなで取り組む自然再生 自然再生推進法に基づく協議会の設立にむけて」作成（平成28年3月作成）【環境省】 自然再生の取組や自然再生協議会の設立等に関するわかりやすいパンフレットを作成し、広く情報発信を実施。 自然再生事業関連事業一覧の作成【環境省、農水省、国交省】 関係省庁が実施する自然再生に関する事業や支援措置の一覧表を作成し、自然再生協議会全国会議やホームページ等で周知。 生物多様性保全推進支援事業の実施【環境省】 森里川海のつながり確保や生態系ネットワークの構築を目的とした自然再生推進法に基づく計画の策定も支援の対象。 地域循環共生圏構築事業【環境省】 経済的仕組みづくりや人材育成方法等の知見をとりまとめた手引きを作成する予定であり、民間団体主導の自然再生への活用が期待。 	-	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	<p>国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構築の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めること。・・・(略)・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定（平成28年4月）【環境省】 平成13年に選定した「日本の重要湿地500」を見直し、湿地保全管理などの基礎的な情報として、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を633箇所選定し、普及啓発等を実施。 生物多様性保全上重要な里地里山の選定（平成27年2月）【環境省】 さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置付け、生物多様性保全上重要な里地里山を500箇所選定。 生物多様性の観点から重要度の高い海域の選定（平成28年4月）【環境省】 わが国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を321箇所選定。 	-	<p>H28年度専門家会議意見（トップダウン的発想） H29年度専門家会議意見(国土全体の評価)</p>
(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	<p>・・・(略)・・・ このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めること。 ・・・(略)・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性保全上重要な里地里山、生物多様性の観点から重要度の高い海域の選定 [再掲]【環境省】 いきものログ [再掲]【環境省】 生物多様性地域戦略の推進【環境省】 生物多様性基本法において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、策定を推進するため、6市に専門家を派遣するなどの支援を行っている。 41都道府県、83市町村等で策定（平成29年12月） 地球地図プロジェクト【国交省】 平成4年にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）をきっかけに、国土交通省（当時は建設省）が提唱し平成28年度までに184カ国・地域がプロジェクトに参加。（平成28年度で地球地図国際運営委員会（国土地理院が事務局）は解散、地球地図プロジェクトは完了。） 	-	<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
(7) 小さな自然再生の推進	<p>地域住民等が行う小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながることが期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めること。 小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考するとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要であること。 また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「小さな自然再生活動事例集」作成（平成27年3月作成）【環境省】 地域住民等が主体となり身近な自然を再生する「小さな自然再生」の取組を行っている団体の活動のあらましや小さな自然再生から自然再生協議会の設立につながった高安自然再生協議会の事例の他11事例を整理し、普及啓発を実施。 小さな自然再生の取組に係る情報収集・整理（平成26年度）【環境省】 上記事例集の作成の過程で、地域住民等が自然再生推進法によらずに自然再生を実施している団体に対してアンケート調査を実施（45団体より回答）。 	<p>【高安】NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会の発起で、大阪経済法科大学、八尾市及び「環境アニメイティッドやお」の活動メンバー等が参加し、高安自然再生協議会が設立（平成26年1月）</p>	<p>第2回変更時の新規追加事項 H29年度専門家会議意見(小さな自然再生)</p>